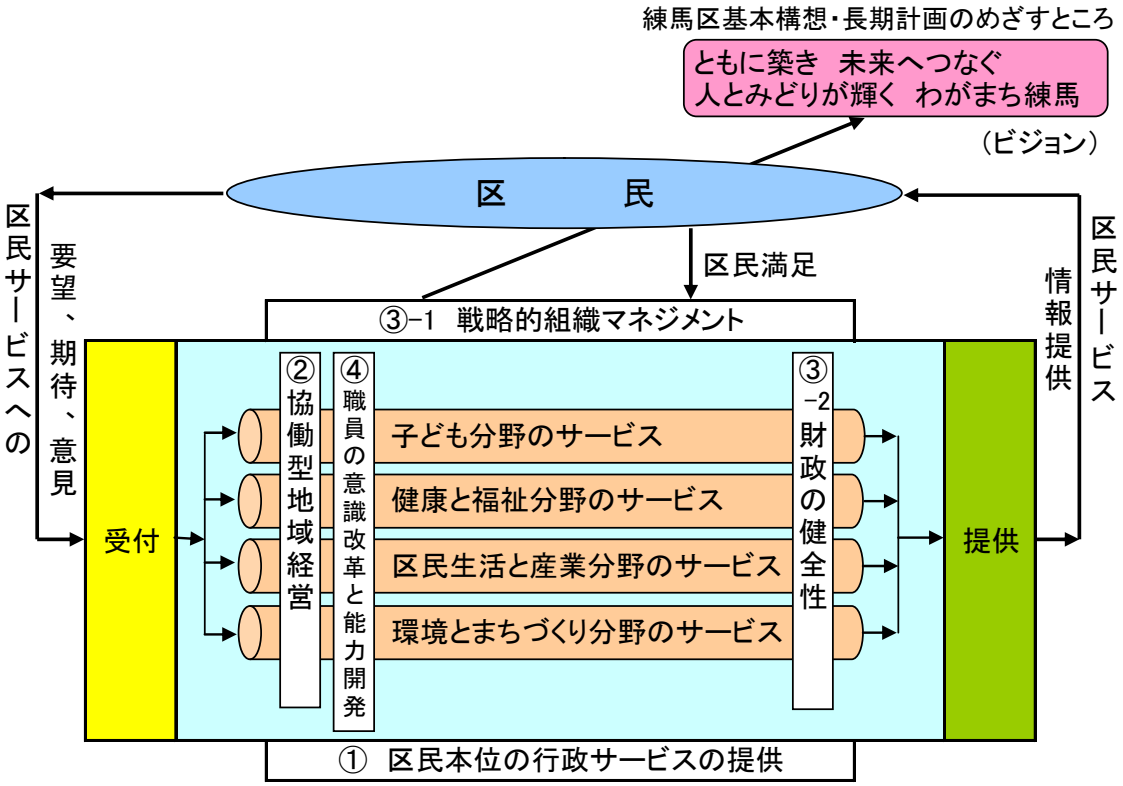

①～④は行政改革推進プランの柱番号に対応

練馬区の公共経営システムの概要

1)　区は、基本構想と長期計画に示された目標の達成に向け、事業を計画し具体化します。

2)　事業の計画に当たっては、区民からの要望、期待、意見等に基づき、また、少子高齢化、地方分権の進展等の社会情勢の変化を踏まえ、提供すべきサービスの具体的な内容を検討し、事業の実施を通じて区民本位の各種の行政サービスや情報を提供します。

3)　事業は、子ども分野のサービス、健康と福祉分野のサービス、区民生活と産業分野のサービス、環境とまちづくり分野のサービスを担当する各事業本部等が、それぞれの役割に従い分担して実施します。

4)　事業の実施に当たっては、区民との協働型地域経営の推進、組織の活力を最大限に引き出す戦略的組織マネジメントの推進、職員の意識改革と能力開発を総合し、その結果として区政の効率性を向上させ、財政の健全化をめざします。

5)　事業の成果は、区民満足度として区民からの評価を受けるとともに、新たな要望、期待、意見等を受け付け、サービス内容をさらに改善し、提供します。